

平成29年1月31日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年1月31日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社日照トラフィック 代表者畠山 示
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区瀬田4-9-5 (世田谷営業所) 東京都世田谷区喜多見1-9-10
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 115日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年2月12日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)運行管理補助者の要件違反(道路運送法第23条第2項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(5)交替運転者の配置義務違反(運輸規則第21条第6項)、(6)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(7)運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(8)日雇い運転者等の選任禁止違反(運輸規則第36条第1項)、(9)乗務員台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)、(10)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 12点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)